(五)　業務等
(1)　業務の範囲
イ　機構は、(二)の目的を達成するため、次の業務を行うものとすることとした。（第一三条第一項関係）
(イ)　病院の設置及び運営を行うこと。
(ロ)　介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。
(ハ)　看護師養成施設の設置及び運営を行うこと。
(二)　(イ)から(ハ)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
ロ　機構は、イの(イ)から(ハ)までに掲げる業務を行うために設置する施設（以下「施設」という。）については、新設してはならないものとすることとした。（第一三条第二項関係）
(2)　施設の譲渡
イ　機構は、施設のうち、その譲渡後も地域において必要な医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができるものとすることとした。（第一四条第一項関係）
ロ　機構は、イにより施設を譲渡しようとするときは、当該施設の所在地の都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）の意見を聴かなければならないものとすることとした。（第一四条第二項関係）
ハ　機構は、イにより施設を譲渡することとしたときは、当該施設を譲渡するまでの間、その運営を当該譲渡の相手方に委託することができるものとすることとした。（第一四条第三項関係）
ニ　機構がイにより施設を譲渡する場合における独立行政法人通則法第四六条の二（不要財産に係る国庫納付等）の規定の適用については、同条中「国庫」とあるのは、「年金特別会計」とすることとした。（第一四条第四項関係）
(3)　施設別財務書類
機構は、毎事業年度、施設ごとに、その財務に関する書類を作成しなければならないものとすることとした。（第一五条関係）
(4)　積立金の処分
イ　機構は、中期目標の期間の終了後に積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における(1)の業務の財源に充てることができるものとすることとした。（第一六条第一項関係）
ロ　機構は、イの積立金の額に相当する金額からイによる承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を年金特別会計に納付しなければならないものとすることとした。（第一六条第三項関係）
(5)　長期借入金及び債券
機構は、施設の設置等に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができるものとし、そのための所要の規定の整備を行うこととした。（第一七条及び第一八条関係）
(6)　財源措置の特例
政府は、機構に対し、(六)の(2)による厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、業務の財源に充てるための交付金を交付しないものとすることとした。（第一九条関係）
(六)　雑則
(1)　地域の実情に応じた運営
機構は、施設の運営に当たり、広く関係者の意見を聴いて参考とし、地域の実情に応じた運営に努めなければならないものとすることとした。（第二〇条関係）
(2)　緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求
厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、(五)の(1)のイの業務の一部に関し必要な措置の実施を求めることができるものとすることとした。（第二一条関係）
3
施行期日等
(一)　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間、厚生年金病院のうち厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努めるものとすることとした。（改正法附則第二条関係）
(二)　機構は、2の(五)の(2)のハによるほか、施行日の前日において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が運営を委託している病院等については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るために当該病院等の運営の委託を受けていた者が引き続き運営を行うことが適当であるものとして厚生労働大臣が定めるものに限り、この法律の施行後もなお、その運営をその者に委託することができるものとするとともに、当該委託に係る病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、当該委託の相手方に譲渡できるものとすることとした。（改正法附則第三条関係）
(三)　政府は、施行日から五年を目途として、機構の経営状況、地域における医療の提供体制の確保の状況等を勘案し、国民が安心して地域で医療を受けられる体制の確立に資するとともに機構の業務運営の効率化及び経営基盤の安定化を図る観点から、機構の役割及び在り方について検討を加えるものとすることとした。（改正法附則第七条関係）
(四)　その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。
(五)　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1その他は、公布の日から施行することとした。

◇情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（法律第七四号）（法務省）

一　刑法の一部改正関係
1　封印等破棄、強制執行妨害目的財産損壊等、強制執行行為妨害等、強制執行関係売却妨害、公契約関係競売等妨害
次に掲げる者は、三年以下の懲役若しくは二五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。
(一)　公務員が施した封印又は差押えの表示に係る命令又は処分を無効にするなどした者（第九六条関係）
(二)　強制執行を妨害する目的で、(1)から(3)までのいずれかに該当する行為をするなどした者（第九六条の二関係）
(1)　強制執行を受け、又は受けるべき財産を隠匿するなどの行為
(2)　強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損するなどの行為
(3)　金銭執行を受けるべき財産について、無償等で譲渡をするなどの行為
(三)　偽計又は威力を用いて、強制執行の行為を妨害するなどした者（第九六条の三関係）
(四)　偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者（第九六条の四関係）
(五)　偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者（第九六条の六関係）
2　加重封印等破棄等
報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、1の(一)から(四)までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第九六条の五関係）